

## 子どもの虐待防止に関する一考察

— 英国の虐待防止活動を事例として —

福 知栄子

**要旨** 英国は児童虐待への制度的対応の進んだ国である。クリーブランド事件後10年間多機関協働を進めるガイドラインに基づく保護の手続きはより詳細になり、ソーシャルワーカーをはじめ、関係専門職は子どもの虐待の保護と予防に尽力してきた。また、児童福祉問題の中でも子どもの虐待には多くの財源が投入された。しかし、これまでの専門職による子どもと家族への援助のあり方に対して、社会の人々は決して良い評価を与えてはいない。メディアは児童養護施設や里親家庭での虐待の実態や子どもの死亡という悲劇ばかりを際立たせている。児童保護への制度的対応を進めれば、子どもの虐待が防止できるというほど問題は簡単ではない。1980年代を通じて児童保護実践において保護と予防活動は分断されてきたが、今、英国では虐待防止を効果的に進めるために家族援助が強調されている。子どもを虐待から守るために保護から家族援助の方向に徐々にその重点の置き所をシフトさせてきている。本稿では各地における活動事例から予防的家族援助活動の現状を明らかにし、今後の課題について考察する。

### はじめに

子どもを虐待から守る方法はそれぞれの社会によって異なっている。それはそれぞれの社会に固有な子育ての方法があり、親が子どもを適切に育てられず、子どもにひどい扱いをする時に家庭の外側にいる大人たちがどのように介入していくかという方法がそれぞれに異なっているからである。

我が国においても、子どもの虐待に対する関心が徐々に高まり、平成9年版厚生白書<sup>1)</sup>にはじめて項目を『児童虐待』としてもうけ、そこでは、90年代に入ってから大阪等における地域全体の先駆的な取り組みが紹介されている。折しも、戦後50年を経て児童福祉法が改正され、児童家庭サービスの新たな枠組みを作り上げようとしている現在、虐待に苦しんでいる子どもたちを守る時に、児童相談所に期待される役割の大きいことは、改めて指摘するまでもない。さらに、虐待の発生防止、早期発見から子どもや家族への適切で多様な援助、再発防止とい

う一連の虐待援助活動における関係機関の連携・協働および地域の人々との協働のあり方を明確にする作業も同時に必要とされている。今日、子どもを虐待から守る援助システムを緊急に組み上げ、子どもと家族にとって真に助けとなる専門的実践の展開が求められている。このような地域における多専門職協働への方向を示すものとして、1996（平成8）年4月には大阪において児童虐待に関する全国集会在が開かれ、日本子どもの虐待防止研究会が設立され、虐待防止と援助に関する研究や実践の積み上げが可能となってきている。

児童虐待への取り組みは欧米の国々で多様に取り組みられてきており我が国にも各国における対応のあり方が紹介され、我々はその実践成果から多くを学んでいる。特に制度的対応が整っている英国については、児童保護の発見段階、通告それに続く調査段階さらに援助介入のそれぞれの段階に関して、その現状と問題点について一連の考察を行ってきた。本稿では、児童の虐待援助活動においてとりわけ強調

されている虐待防止に焦点を当て、2～3の活動事例を通じて英国における予防的家族援助(preventive family support)の現状を明らかにし、今後の課題について考察する。子どもを虐待から守り、同時に子どもと家族を援助するという仕事を行う時に、ソーシャルワーカーは何時もジレンマを感じている。子どもが亡くなってしまうと言う辛い経験をしながらも、なおこの困難な仕事に取り組んでいる英国のソーシャルワーカーやボランティアの実践に注目したい。

## 1. 子どもの虐待援助の現状

### (1) 多専門協働アプローチ

英国では法律により、地方当局に子どもの福祉を守りさらに高めるための義務が課せられており、そのために関係の専門職や諸機関は協働することが要求されている。クリーブランド事件(小児科医の診断による性的虐待認定件数の激増)から10年間にこの多専門協働を進める政府指導指針<sup>2)</sup>が次々に出され、ソーシャルワーカーは関係専門職と協働して子どもを虐待から守る責任を担っている。しかし、先に公表された1,029人を対象とした全国児童虐待防止調査委員会(National Commission of Inquiry into the Prevention of Child Abuse)の調査結果<sup>3)</sup>に示されるように、子どもの虐待に関して心配があるときには、多くの人々(67%)はソーシャルサービスや全国児童虐待防止協会等に通告すると答えているが、この数字は10年前の調査よりも低下している。1989年児童法(The Children Act 1989)が1991年に施行され、子どもの最善の利益を最優先させることが表明された後も、児童養護施設や里親家庭での虐待の実態や子どもの死亡という悲劇が伝え続けられている状況にあっては、人々のソーシャルワークへの信頼性の低下の現れを否定することはできない。

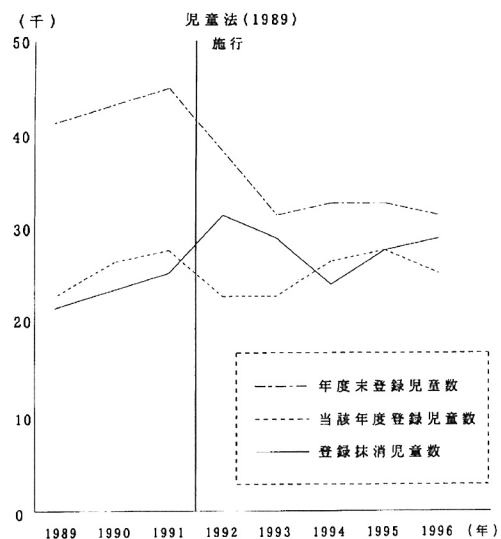
このような現状をうけて、1994年公刊の行政監査委員会報告書“Seen But Not Heard”<sup>4)</sup>では、児童虐待の援助において保護から防止へのシフトが必要と勧告され、議論を要する重要な問題が指摘された。保健省(Department of Health)はこの勧告を受ける形で、さらに研究を進め、1995年にこれまでの英国の児童虐待に関する一連の調査および研究“Messages From Research”<sup>5)</sup>を公刊し、児童虐

待の援助の実態を明らかにした。マリア・コウエル死亡事件(1973年に6歳のマリアが義父に殺され、コウエルの家族を担当していたソーシャルワーカーたちがマリアの死を防げなかったことに対して抗議と怒りが起こった)以来、英国においては子どもの死亡に関して報告書が作成されて現在の児童保護のシステムを組み上げてきたことは周知の通りであるが、この研究のような児童虐待の援助に関する組織的な実証的研究は初めてのものである。これらの報告書を受けて、現時点では、保護に傾いていた子どもの虐待援助をいわゆる「よりライトなタッチ(lighter touch)」で予防的家族援助を実践する方向へ変えていくことが強調されている。

### (2) 保護登録児童数

英国では児童保護登録(Child Protection Registers)が児童虐待援助システムの根幹をなしている<sup>6)</sup>。まずこの保護登録の実状を通して、英国の児童虐待の現状を明らかにする。英国の社会福祉の現状に関するSocial Services Inspectorateの第6年次報告書<sup>7)</sup>のなかで、図1に示すように1996年3月31日時点での保護登録記載児童数は32,400人(イングランド)で前年と比べて7%減少している。さらに、登録児童数は1991年の45,300人をピークに、その後は減少傾向を示している。本報告書にもあるように、地方機関は登録数の減少の理由を明らかにする必要がある。また、地方によってその格差を見るが、平均すれば、10,000人の子ども(18歳未満)につき29人の子どもが保護登録されている。

図-1 保護登録児童数の年次変化



資料：保健省統計課

### (3) 児童保護実践の現状

児童虐待保護において、現在強調されている家族援助とはどのような援助をいうのであろうか。この方向への転換を示唆した前述の行政監査委員会報告書<sup>8)</sup>では以下のように表現している。これによると家族援助活動(Family Support Work)は公的機関および地域グループや個人によって提供される様々な活動であり、親が子育てをする際に助言や支援を提供することを目的にしている。したがって、家族援助は協働による提供で、しかも高い優先性が与えられるべきであるとしている。また、その実践においては保健サービス、ソーシャルサービス、教育当局、ボランティア団体および親を含む地域ボランティア等がそれぞれに固有の異なる技術を生かすべき点が強調されている。

さらに、それに続く家族援助に関する別の報告書<sup>9)</sup>のなかでは、家族援助に関して次のように述べている。家族は、時機を得た援助が提供されれば、それらから十分な効果を得られる場所に位置しているとしている。予防サービスは、危機的状況に至ることを防ぎ、費用のかさむ介入を避けるものであるとその経済性も指摘している。

社会福祉実践の現状を知る一つの手がかりとして毎年ソーシャルサービス・インスペクトの報告書が役立っている。最新の報告書は前述の1997年7月発行の第6年次報告書<sup>10)</sup>である。そこでは、家族援助活動が未発達な現状に言及し、各地での新たな試みを評価しつつも、その効果に関する評価がなされていないことを明らかにしている。

即ち、子どもと家族の領域に関する全般的な実践の評価については次のように言う。「地域において子どもの虐待保護においては良い実践が行われており(2.24)、保護手続きにおいて親と専門職の間には良好な関係が見られ、親への対応も適切になされている(2.25)」と述べ、現在の児童保護の実践を高く評価している。

しかしながら、家族援助の介入に関しては「家族のなかには、ソーシャルワーカーが介入した場合に起こりうる結果に不安を抱いている家族があり、こうした家族の不安を取り除くための努力は十分とは言えない。家族援助のあり方について当該の家族が自らの意見が伝えられない場合が多い(2.14)」と述べ、未だ状況の改善が見られない点を指摘している。

児童福祉サービスに割り当てられた財源の大部分が児童保護に投入され続けて来たことはよく知られている。児童福祉サービスにおいて児童保護は重要な領域であることは言うまでもないが、はたして介入援助が効果的に行われているか、また子どもと家族の両方にとって好ましい方向で行われているかについては常に問題とされてきた。しかし、ファミリーセンターでは家族への助言や支援を提供するなど、家族を援助し予防的活動を実践してきたことはよく知られている。

以上述べたように、今再び子どもを虐待から守る時に、援助と予防にさらなる財源を投入することがより強調されるようになってきた。従来から実施されていたファミリーセンターでの予防的活動の展開を考慮すれば、現在起こりつつある変化はよく言われているような「方向が変化した」というよりも、むしろ「強調点の置き所が変化した」と考えた方が適切である。またこのシフトは、これまでの公的機関による家庭生活への過度の介入に対する人々ならびにメディアの批判に対抗するものとも考えられる。

### (4) 児童福祉ワーカーの意識と経験

以上子どもの虐待をめぐる現状の一端を明らかにしたが、実際に援助にあたっているソーシャルワーカーからは自らの実践をどのように捉えているのであろうか。児童虐待の援助の実態をよりの確に捉えるには、援助の実践者側からの意見や経験について知らなければならない。

児童福祉ワーカーを対象にした全国調査<sup>11)</sup>が1995年に初めて実施された。これは、一部ボランティア機関を含むが、主に地方当局のエリアオフィスの児童福祉ワーカーを対象とした子どもの虐待援助に関する調査で、コミュニティケア誌と全国児童虐待防止調査委員会によって行われたものである。

この調査では全体としてワーカー自身は、子どもの虐待保護の仕事が可能と言う。即ち、虐待の調査を適切に行い、保護登録児童の虐待からの保護や家族への援助も適切であると答えている。虐待防止に関わって、重度の虐待についてはワーカーの多く(3分の2)が防止できていると言うが、反面重度でない虐待については4分の1のワーカーは防止できていないとしている。さらに、保護登録されていない子どもについてみれば、ワーカーの大部分があまり防止できていない状況を認め、なかには全く防止で

きていないと断定する者もある。

これに対して、ワーカーのなかには注意深く虐待に関する調査を行ったとし、虐待が発見されなかったケースについても家族の抱える問題に対する援助を提供していると答えた者もいる。子どもの福祉援助が児童虐待に大きく傾いていたこれまでの状況から家族援助が強調される状況への変化のなかで、実践の場にいるワーカーの3分の1がこの方向に反対を唱えている。

## 2. 虐待防止活動の実際

英国において予防的家族援助が強調されていることは確かであるが、この援助は実際にはどのような形で展開されているのであろうか。虐待の防止活動を詳細に検討するにあたり、各地でいくつかの実践例についてマルチレベル虐待防止モデル(multi-level prevention model)<sup>12)</sup>への位置づけを試み、虐待防止におけるソーシャルワーカーの役割の現状と可能性、また個々の実践の現状と課題について考察する。

### (1) マルチレベル虐待防止モデル

マルチレベル虐待防止モデルは、Poulin Hardikerによって提示され、行政監査委員会報告書や全国児童虐待防止調査委員会でも紹介されているモデルで表1に示すものである。このモデルでは、「何が」「どのようにして」「誰のために」防止されるのかを中心に捉え、介入が行われる4つのレベルを示している。

表-1 マルチレベル虐待防止モデル

介入レベル	予 防	保 護
レベル1 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 普遍的ニーズへの対応</li> <li>• コミュニティ・デイベロプメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母親の就労援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親のフラストレーション緩和</li> </ul>
レベル2 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域サービス利用</li> <li>• 初期的リスクをもつグループへの短期的介入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ニーズをもつ子どもがいる家族への援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスク軽減と養育問題発生防止</li> </ul>
レベル3 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重度の虐待リスクをもつ家族への公的介入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの施設入所や里親保護の予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 援助の一環として養育技術改善</li> </ul>
レベル4 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもへの活動と親とのパートナーシップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 虐待の重度化防止リハビリテーション計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもを保護し家庭復帰を目指す</li> </ul>

表1に見るように、レベル1では、家族機能がよく果たせるように、一般向けのサービスを提供する。レベル2では、家族が問題を生じている初期段階で援助サービスを提供する。さらに、レベル3では、重度の問題を抱えている家族を援助する。さらに危機後の援助活動であるレベル4では、子どもへの虐待の影響や親との分離による影響をできる限り少なくし、施設や里親家庭で生活している子どもとその家族を継続的に援助する。それぞれのレベルにおいてサービス提供の目的は、より介入の度合いを強化していく進行のレベルへの事態の悪化を防ぐことにある。

### (2) 虐待防止活動におけるソーシャルワーカーの役割

1980年代を通じて、児童保護実践における保護と予防活動は分断されてきたといってもよい。児童保護実践で懸念される傾向の一つは、虐待の調査においてますます法的側面が強調されてきたことである。ソーシャルワーカーは、子どもや家族を援助するケアラーとしての役割よりも、捜査官のような役割を担っていると感じる場合が多い。前述の児童福祉ワーカー対象の調査<sup>13)</sup>においても、5人に2人がソーシャルサービス部は虐待の調査に重きを置きすぎていると言う。しかし、様々な専門的活動のなかで多くの時間を家族援助活動に費やしているとも答えているので、問題は複雑である。ワーカーは最も多くの時間をアセスメント(32%)に、その次に家族援助(31%)に費やし、それは調査に費やす時間(28%)よりも多くなっている。この結果からすれば、虐待防止活動はある段階では行われているが、それ以外の段階では軽視されていることになる。

このモデルにおいてはソーシャルワーカーは、レベル1においては子どもの権利を推進する諸活動を行うことによって、一般の人々の虐待に関する考え方を変えることが可能である。レベル2においては、初期的リスクを持つ家族に対して、虐待と言う事態に至らないように援助できる。実際に虐待が起きている家族を援助するために、ソーシャルワーカーが召集される段階がレベル3である。調査においては、保護登録された子どもの再発防止はできているので、現実にはソーシャルワーカーはレベル3においてほぼその役割を果たしていると言えよう。しかし、保護登録されていない子ども(レベル2)については

ソーシャルワーカー自身が防止できていないことを認めているように、レベル2およびレベル1においてはそれほど役割を果たしているとは言えない。

現行の児童保護システムでは、保護登録されていない子ども（レベル2）を虐待の危険性から充分に守れず、レベル1および2におけるソーシャルワーカーの役割の開発が必要である。

### (3)多機関協働による家族援助

しかし、児童保護の実践の場は一刻たりとも静止してはいない。調査時点以降、各地では革新的な実践がスタートしている。これまで不得手とされていた虐待防止のレベル1および2においてソーシャルワーカーらが他の専門職や地域のボランティアとともにその独自の役割を開発するようになってきている。

#### ①ケント・ファミリーセンターにおける実践活動

その一例としてケント・ファミリーセンターの地域の人々を巻き込んだ児童保護の実践<sup>14)</sup>を取り上げる。

ある家族の事例であるが、子どもについての、悩みをもつ母親が子どもを施設か里親に預けたいと申し出てきた。早速、この家族に担当ソーシャルワーカーが決められ、家庭訪問が開始された。学校から子どもが帰ってくるとワーカーが遊び相手をしてくれる。母親はその間ゆっくり自分の時間がもてるし、余裕のある時には子どもとの遊びに加わり、徐々に子どもとの関わり方を学んだ。このような援助を受けるようになって、母親はこれまでの社会福祉への考えも変わってきたという。

この事例のように、ケント州ではソーシャルワーカーやその他の関係サービスは、家族への予防的援助活動の提供を開始している。1997年6月からは子どもの虐待からの保護を「これまでよりも軽いタッチ」で行うという多機関協働ポスターや報道キャンペーンを始めた。1995年11月以降の方針であるが、保護登録率の低下が見られ、1996年4月から97年5月の間で、虐待が心配されたケース1,179件のうち、保護登録されたケースは619件のみで、保護手続きがあったのはその一部にすぎないと報告されている。

ケント州地域保護委員会(Area Child Protection Committee)による調査のなかで、従来の保護手続きの方法では家族にダメージを与えたり、親元から子どもをひき離す結果となって、状況の悪化を招く

ことがあったと認めている。そこで従来の方法の検討後、新しい方針と手続きが実施に移され、共同研修プログラムも開始された。新方針の目的は、公式の児童保護手続きをハイリスクの子どもと家族のために用いることおよび地域の人々にこの新方針を知らせることにあった。また、ボランティアの育児プログラム、幼児向け遊びや援助活動の推進や教育サービスによる育児に関する方策も作成した。一方、家族の生活の質を高めることにも力を入れ始めている。ポスターのメッセージ「子どもを保護することは、親を援助することでもある」では、子どもには自分の家庭で育てられる権利があり、親には育てる権利があることを伝えようとしている。子どもや家族への援助が虐待防止活動となることが期待されている。

地方議員のバックアップがあるので、かりに事態が悪化しても個々のワーカーが責められることはない。ソーシャルワーク・マネジャーや警察、その他関係者の協議によって方針が決定され、家族への情報提供と参加が確保されている。この枠組みが、家族とのパートナーシップを作り上げるのに役立つことが期待されている。

#### ②保健と福祉の協働による虐待防止活動

次に、専門職協働のなかでも課題にされてきたソーシャルワーカーと一般医の協働の事例を取り上げる。

ウェルファミリー・サービス<sup>15)</sup>は1996年の秋、ロンドンのハックニー都市区において一般医(General practitioner)サービスの一環として、現在のソーシャルサービスの弱点をカバーする新しいスタイルの予防的サービスとしてスタートした。このサービスは親や子どもなど家族の成員に対して直接的な助言や支援およびケースワークを行うことを目的にしている。

Amy WeirやSally Dhruay(専門職) Margaret O'Berin(研究者)らによる一般医利用者への意識調査からプロジェクトが開始された。その調査から人々は健康や生活に関する援助が安心できる中立的な場所で提供されることを望んでいることが明らかにされた。利用者だけでなく一般医もソーシャルサービスの利用しにくさを訴えた。

ウェルファミリー・サービスには家族が直接やってきたり、関係機関から送致されることもある。こ

ここでは、家族自身が問題を理解し援助の必要性に気づくように援助する。また、ソーシャルワーカーは家族自身がセルフヘルプ・グループを形成できるように必要な資源をみつけたり、ボランティアの募集や専門職との協働活動等に関して援助する。さらに、一般医やプライマリーケア・チームに対して子どもや家族のニーズに関する助言や、地域のサービスネットワークを利用してニーズを満たす方法に関する助言も行う。活動資金は3年間保健省によって提供される。

このサービスは、プライマリーケア実践のなかで子どもや家族を援助し、地域のなかでクライアントグループ間の関係サービスの調整を行う。ソーシャルサービスが地域で人々に信頼され必要とされるためには、多くの改善が求められるなかで、このプロジェクトはソーシャルワークが直面しているジレンマすべてを解決するものではないが、予防的家族援助の効果的な実践例の一つとして注目される。子どもや家族を中心に据えた家族ネットワークや地域援助ネットワークを統合する総合的サービスの展開を目指している。サービスは子どもの福祉ニーズを満たす方向で発達し、さらに地域のソーシャルサービス機関は関係機関や地域住民との協働のもとに活動している。このような方式をとれば、対象も資源も拡がりを持ち、子どもの虐待やネグレクトの発見と調査だけに限定されることを避けることができる。

さらに、ハックニー都市区での実践は、1997年6月に全国児童ビューローの『家族援助—実践への示唆—その現実—』と題する会議において、サービスの発達の背景や計画と実施について関係専門職に広く知らされている。

#### (4) ボランティア団体による児童虐待防止活動

##### ① 養育援助の必要性

以上の活動を前提にして、さらに効果を高めるための対応策として親への援助が強調されている。50年前の社会では当然とされていた善悪の基準や権威は今日の社会では疑問視され、時には捨て去られている。当時の家族の生活スタイルは単なる神話にすぎず、今日の家族生活の実態とはかなりかけ離れている。離婚やひとり親家族が増加するなど家族の構造は変化し、また職場では長時間労働、さらにはリストラや失業その他諸々の不安がある。現代社会において親が子どもを心身ともに健康に育てることが

ますます困難になってきている。とりわけ、1960年代以降は行動規範モデルが大きく変化し、多くの家族モデルがあるなかで、親自身がそれぞれに適切な子育ての方法を見いださなければならぬ。親にとって実に厳しい時代である。

英国では、このような親への援助が必要であると認識され、各地で援助プログラムが過去10年の間で発達してきた。地域で実施されている活動はあまりに多いので全てを網羅できないが、現在提供されている援助プログラムの一例を表2に示した。特に、児童虐待において家族援助や家族の関係が強調されるにつれて、養育援助(parenting programme)への関心も高まり、グループ対象のペアレンティング・プログラムの特徴、内容、評価等に関する実態調査が38のプログラムを対象に行なわれ、その報告書<sup>16)</sup>が作成されている。

表-2 親援助の関係団体 (一例)

対象	団体	目的
一般	・親教育と援助フォーラム 全国組織 事務局：全国児童ビューロー	・各地の実践に関する情報収集
親	・ペアレントネットワーク ・全国ニューピン ・エクスポアリングペアレントフッド	・女性への長期プログラム ・インテンシヴ集中コースおよび電話相談
学校生徒	・チルドレンズ・ソサイエティ ・全国児童虐待防止協会 ・カタリスト	・プロジェクト (5校) ・親教育教師用教育パック ・「赤ん坊を抱っこ」の上演劇団全国ツアー実施

資料：Class of '96, Community Care, 5-11 December 1996.

##### ② ニューピンの援助活動

ここでは、このような援助プログラムの中でも特に虐待防止に寄与している15年の歴史をもつニューピン(Newpin: New Parent-Infant Network)<sup>17)</sup>活動を見る。マルチレベル虐待防止モデルではレベル3の段階での防止活動に位置づけられる。

1982年に設立されたボランティア団体であり、ストレスが強く家庭生活に悩みをもつ親を援助する事を目的としている。全国組織の基にアイルランド(2カ所)を含む全部で14カ所の地域センターがある。各センターでは親と子どもが良い関係を築き、いきいきと生活できるように様々なプログラムを提供している。特に女性に対しては長期援助の必要性が強調され、2年間の長期プログラムによって主に母親

を援助している。保健やソーシャルサービス部、精神科医、一般医など関係機関からの紹介や本人がやってくる場合もある。実際の援助は、センターのコーディネーター（その70%は以前利用者としてニューピンにやってきていた母親である）の家庭訪問によって始まり、利用者が慣れるまでは最低週2回センターに通って他の母親たちと知り合う期間を設けている。また、スタッフと利用者による24時間体制の援助ネットワークを用意して子どもを守る環境を整えている。母親によっては毎日やってくる場合もある。週2回のグループセッションではひとりの人間として、また親としての自分を見つめ直したり、子どもとのあそび方やコミュニケーションの取り方や人間関係の持ち方について話し合う。また新しい動きとして、1997年より父親グループへの援助を開始した。虐待防止の援助活動としてのニューピン活動に対しては、既に一定の評価が与えられている。

英国ではこのニューピンだけでなく、オックスフォードの家族養育ネットワーク(Family Nurturing Network)やメロー・ペアレンティング(Mellow Parenting)の諸活動<sup>18)</sup>も虐待など問題を抱えている家族への援助プログラムを提供するものとして人々によく知られている。

### 3. 予防的家族援助の課題

ソーシャルワークの実践は一夜にして劇的に変化する性質のものではないが、英国においては、児童虐待の実践において徐々にその重点の置き所をシフトさせていることが、ソーシャルワーカーの役割の可能性の検討作業や、各地における援助実践の展開のなかに読みとれる。以下、虐待防止援助活動の課題について整理しておきたい。

児童保護実践において家族援助と保護の間のバランスにおいて変化を起こそうとしても、それは早急に、また容易にできるものではない。それは新しい政策において優先性を決めることや、それを導入するというほど単純な問題ではないからである。そのような意味において、ケント州は児童虐待をめぐって「恐れと責め」の風潮があるなかで、地域の人々にオープンに協力を求め、また、ソーシャルワーカーと共にそのリスクを担うと宣言した勇気ある自治体として評価できる。実際、地域の人々および専門職

団体にもこの方針は歓迎されている。しかし、この取り組みはまだ開始されたばかりで、この取り組みが親と子どもにとって本当によりよいものであるか、とりわけ子ども自身がどのように評価するかを今後の問題としなければならない。

最近になってようやく子ども自身が虐待をどのように捉えているかに関して大人が思い至るようになり、子どもによる虐待の定義について論じられるようになった。さらに、虐待だけでなく子どもの福祉全般に関して子どもの意見や権利についての人々の考え方や見解に変化が起きなければならないし、親および子どもをとりまく大人の果たすべき責任に関しても変化が起きなければならない。英国においても子どもの権利条約が批准されて以降、子ども観に大きな変化が見られたことは認められるが、その変化も社会全体に及んでいるわけではない。それはまた、社会福祉のみならず、教育や所得保障等の領域に関する政策にも浸透していく必要がある。

さらに、財源問題も避けては通れない問題である。厳しい財政状況下にあつて、新たな予算を獲得することも困難な仕事であるし、またかりに新たに予算措置が講じられたとしても、今日の子どものとりまく社会環境の悪化を考慮すれば、様々な競合するニーズに適切に対応するには不十分であり、この問題への対応には困難がつきまとうことが予測される。

しかし、予防的家族援助へのシフトをさらに進めて行く際に最も重要なのはソーシャルワーカーによる高度な専門実践であり、さらにその実践が子どもの家族やケアラーとのパートナーシップのもとに展開されることである。むしろ、このことによって大人の考え方や法律や財源の変化が起り、子どもや家族の福祉を高めることが可能となりうる。全国レベルでは、いまだに児童保護ソーシャルワークには敵対的反応が見られるにしても、地方レベルでの実践において新しい試みが成功を収めつつある。特に地域の関係者との連携の基に、ボランティアの予防的家族援助サービスには信頼のおけるフレンドリーなソーシャルワークが発展する状況を生み出してきていると言えよう。

おわりに

英国においては、児童保護の制度的対応の確立とともに、ほぼ30年間の児童保護の援助実践の積み重

ねから、実践者にとって有効な実地的知識が発達してきている。また、実践のみならず、児童虐待そのものについてもかなりのレベルの知識が提供されるようになってきた。このように英国では比較的短期間の間に児童虐待に関する知識、政策、実践において重要な発達があり、英国の児童福祉を変えてきた。

しかし、子どもの虐待援助活動に関わって、ソーシャルワークは子どもや家族にとって必ずしも適切な援助を提供できたわけではなく、むしろ問題を悪化させてきた側面のあることも否めない。今後オープンでスティグマのない援助サービスを発達させていくにはまだ多くの越えなければならない障害がある。それは、子どもの虐待からの保護や防止という領域の活動の中心に「虐待とは何か」に関わる曖昧さがあり、そのことが実際の援助のあり方に大きな影響を与えているからである。いずれにせよ児童保護の仕事にはただ一つの簡単な答があるわけではない。英国が経験してきた苦しい事態の幾分かを、今後我が国が児童虐待の対応策を作り上げていく時の教訓としたい。

最後になったが、本研究を進めるにあたって英国の児童福祉実践の現状に関して詳しい情報を提供してくれ、適切な助言をいただいた前ソーシャルサービス・インスペクター副部長Carolyn Hey女史およびインタビューに応じられたロンドン・ハリンゲイ都市区サービスマネジャーCathy Doran女史を始めとする多くのソーシャルワーカーの方々に深く感謝したい。

#### 引用文献および注

- 1) 平成9年版厚生白書、90-93頁。
- 2) Department of Health,(1988) Protecting Children:A Guide for Social Workers Undertaking a Comprehensive Assesmennt, 1988 HMSO 以降、政府による指導指針が次々に出されている。
- 3) Mary MacLeod,(1997) Child Protection: Everybody's Business, Community Care, p.4.
- 4) Audit Commission,(1994) Seen But Not Heard,HMSO.
- 5) Child Protection Messages From Research,(1995) HMSO.
- 6) 英国の児童保護プロセスおよびその問題点に関して、上地雄一郎、福知栄子、内田節子,児童虐待に関する研究-国際比較-:(2)児童虐待に対する援助,(1997)岡山県立大学短期大学部研究紀要第4巻,70-75頁を参照。
- 7) Better Management,Better Care,(1996/97) The Sixth Annual Report of the Chief Inspector Social Services Inspectorate, p.11-12.HMSO.
- 8) Audit Commission, op.cit.p.81.
- 9) David Utting, Family and Parenthood-Supporting Families Preventing Breakdown,(1995)p.54.Joseph Rowntree Foundation.
- 10) Better Management, Better Care op.cit. p.11-13.
- 11) News and News Focus,(1-7June 1995) p.4-5. Community Care.
- 12) P. Hardiker, Mind the Gap,(10-16 Nobember) p.18.Community Care.
- 13) David Utting(1995),op.cit.
- 14) Henrietta Bond,Light the Way,(10-16 July 1997) p.29.Community Care.
- 15) Amy B.Weir, Advice Surgery,(24-30 April 1997) Community Care. および Amy B. Weir, Elizabeth Lynch, Deborah T. Hodes, Clare L. Good Hart, The Role of the General Practitioner in Child Protection and Family Support: A Collaborative Training Model,(1997) Child Abuse Review Vol.6: p.65-69.
- 16) Celia Amith and Gillian Pugh, Learnign to be a Parent;A Survey of Group-based Parenting Programmes,(1996) Family Study Policy Centre.
- 17) ニューピンに関する資料として、National Newpin Annual ReportおよびNewpin "A Befriending and Therapuitic Network for Carers of Young Children",(1994) HMSO.などがある。
- 18) Celia Amith and Gullian Pugh, op.cit.



# A Study on the Prevention of Child Abuse – The UK Perspective –

CHIEKO FUKU

*Department of Welfare System and Health Science, Faculty of Health and Welfare Science,  
Okayama Prefectural University, 111 Kuboki, Soja-shi, Okayama 719-1197, Japan*

**Key words:** Preventive family support, Inter-agency collaboration, Multi-level prevention model, Parental support